

北九州市農業委員会
第29回東部部会会議（令和7年度12月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年12月10日（水）午前10時00分～午前10時45分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

| | | | |
|------|------|------|------|
| 川江秀孝 | 藤堂孝雄 | 各務浩 | 中谷陽子 |
| 柳野保博 | 古田俊策 | 中村治雄 | 清水正人 |
| 澤水理佳 | 稲光進 | | |

農地利用最適化推進委員 19名

| | | | |
|------|------|------|------|
| 増田強 | 矢野孔清 | 中村真一 | 平尾長正 |
| 松根豊春 | 吉村晃一 | 坂井準二 | 有松政則 |
| 村田堯 | 平林秀美 | 村田紘 | 酒井一生 |
| 古田仁重 | 瀬戸克哉 | 大下治三 | 黒崎隆博 |
| 河内一弥 | 山本勇次 | 小田征二 | |

・欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 1名 木村博美

4 事務局出席者

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 福田 事務局長 | 池永 次長 | 田上 係長 | 吉田 主任 |
| 岩本 主任 | | | |

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

| | | |
|---------|------------------------------|----|
| 報告第156号 | 許可又は受理の取下願について | 1件 |
| 報告第157号 | 許可又は受理の取消願について | 2件 |
| 報告第158号 | 使用貸借権の解約について | 1件 |
| 報告第159号 | 非農地証明願について | 3件 |
| 報告第160号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 3件 |
| 報告第161号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 5件 |
| 報告第162号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について | 7件 |
| 報告第163号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について | 1件 |
| 報告第164号 | 農地法施行規則該当転用届について | 1件 |

【議 案】

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 議案第73号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 6件 |
| 議案第74号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |

6 傍聴人 なし

| | |
|--------|---|
| 部会長 | <p>ただ今より、令和7年度第29回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。</p> <p>それでは、議案書の12ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、第1項の新規営農者1名の面接を行います。</p> <p>初めに地区担当委員の説明、次に新規営農者の説明、それから意見交換の順で進めます。議案書15ページの「営農計画書」をお開きください。次の16ページには「作付け計画」が付いています。</p> <p>初めに、門司区黒川西地区担当の古田俊策委員、説明をお願いします。</p> |
| 古田俊策委員 | <p>門司地区の協議会に来て説明していただいて、市街化区域の住宅地の中の農地でされるので、畑とかできる条件じゃないところなんですよ、3か所あるんですけど。果樹栽培を主に行うということであれば問題ないと思います。</p> |
| 部会長 | <p>続いて、同じく黒川西地区担当の酒井一生委員、説明をお願いします。</p> |
| 酒井一生委員 | <p>新規営農者は耕作の経験があります。この3か所の農地でいちじくや野菜等を作るということで問題ないと思います。以上です。</p> |
| 部会長 | <p>それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（新規営農者の説明）</p> <p>それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。</p> |
| 古田俊策委員 | <p>今すぐということではないんですが、新規営農の方は、年齢が60歳を超えておられるので、今後、荒廃地にならないよう、後世に繋がるような形に持って行ってほしいです。近くに住宅地もあり、クレームが出てくると思うから、そういうところも踏まえて続けてほしいと思います。</p> |
| 部会長 | <p>他に何かございませんか。ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（新規営農者は退室）</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。</p> |

議案書 12 ページをお開きください。議案第 73 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、審議を行います。それでは、第 1 項、門司区黒川西地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第 73 号第 1 項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、黒川西の申請地において、果樹栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 2 項、小倉南区大字石原町地区担当の棚野委員、報告をお願いします。

棚野委員

議案第 73 号第 2 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字石原町の申請地において、野菜栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は新規営農にはなりますが、申請地において、長い間耕作を手伝っており、経験者として面接は行わない判断となっています。

以上、報告いたします。

部会長

次に、第 3 項、門司区大字大積地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第 73 号第 3 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字大積の申請地において、野菜及び果樹栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 4 項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第 73 号第 4 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字横代の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 5 項及び第 6 項、小倉南区朽網東及び津田地区担当の川江委員、続けて報告をお願いします。

川江委員

議案第 73 号第 5 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、朽網東の申請地において、野菜栽培を行う計画です。

続いて、第 6 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、津田の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 73 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。議案第74号「農地法第5条の規定による許可申請について」、次に、議案第75号「農地転用事業計画変更申請承認について」、続けて審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

まず、議案第74号の第1項について、申請地は、高速道路の出入口である小倉南インターからおおむね300m以内にある農地のため、第3種農地です。建築資材会社の代表者が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として自社へ貸し出すため、農地を転用するものです。

無許可で20㎡程度の倉庫を設置しているため、始末書が提出され、市の開発指導課の指導も受けており、近く撤去されることとなっております。ほかについては、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われれます。

続いて、第2項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。飲食店が来客用の無蓋駐車場として、農地を転用するものです。

農地法の知識がなく、既に駐車場として使用してしまったとのことで、始末書が提出されておりますが、そのほかについては、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われれます。

次に、議案第75号について、申請地は、金属リサイクル業者が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、今年3月に転用許可を受けていますが、被害防除措置の効果を高めるために、塀の位置と高さを変更することに伴う事業計画の変更であることから、特に問題ないと思われれます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第74号及び議案第75号につきましては、いずれも許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりましたが、前回結論がでませんでした、吉田地区、〇〇氏の関係につきまして、ここで説明を申し上げたいと思います。事務局より参考資料の配布がございました。

それでは、前回の部会で審議した一般議案について、経緯をご説明いたします。部会の中で結論が得られなかったため、運営委員にご一任いただき、私と、川江副部会長、稲光副部会長、中谷中立委員の4名で協議しました。

ここで、結論をお示しする前に、本件のこれまでの経緯について、改めてご説明いたします。

いちご農園開設にあたり、農振法上の農業用施設用地への区分変更において、県との調整を行っていたところ、違反転用に対する是正指導の指摘があり、8月1日に農業委員会・調査委員会による現地調査を実施し、砂利敷きや擁壁の設置を確認しまし

た。

これを踏まえて、8月12日に農業委員会・調査委員会の調査結果を踏まえ、〇〇氏へ文書にて意見を提出しております。

8月25日に〇〇氏からの誓約書案提出を受けて農業委員会・調査委員会による協議を対応いたしました。その中で何点か出た結果、「誓約書で済まされる問題ではない」「原則に則り、原状回復とすべき」という強い意見が出されております。

9月10日に2回目の対応協議をいたしました。その結果、一部すでに敷いている砂利の撤去、並びに埋め立てを行っておりますが、建設残土などの廃棄物が入っていないかどうかまで確認を行うこととしまして、10月1日に調査委員会の現地調査において、川江委員、大下委員により砂利剥ぎが実施されたことを現場で確認しました。

更に10月21日に川江委員、各務委員により擁壁内の埋立土の穴掘りを現場確認いたしました。廃棄物等の混在はなかったことを確認しました。

この経緯を通して、農業委員会といたしまして〇〇氏に対して厳しい指導を行っており、間氏からも経緯の釈明と再発防止の誓約書の提出があったため、農業生産のためであると踏まえた上で、市に「承認」と回答することと決定いたしました。

本件につきましては、これから順次提出される農地法議案の審議の中で丁寧に議論していくことといたします。

それでは私からのお詫びですが、今回このような事態が私にとって初めての経験であり、運営委員に一任をとる形をとりましたが、これは法的なですね、ミスがないとは言いながら、あくまでこの部会の席で皆さんに審議をお諮りするの、大前提でございますので、今後は一旦ですね、休息を挟んだ上であっても、審議を継続する等ですね、より丁寧に皆さんと議論できる形を検討していきたいと思っております。ということで委員の皆さまには何卒ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

山本委員

私、前回の部会を欠席しておりまして、今、説明を聞いたんですが、これは何年ごろから埋めていたということは分かるんですか。

部会長

事務局、分かりますか。改良届が出されたところからよね。

山本委員

その時のタイミングで埋めていたというのなら、相当な悪質だと思うんですよ。だから何年前に埋めたタイミングがね、私は疑問に思うんですが。というのがね、なぜかって言いますと私が野菜部会に入っている、野菜のグループなんですよ。14、15年前に、この家の横で農協が写真を撮るということで、高菜を植えているところで写真を撮ったんです。その時にこの建物があったんですよ。私、その時しか行ったことないんですけどね。だから十数年前に、埋めていたと思うんです。もしその時のタイミングであれば、どうなんですかね。

各務委員

よろしいですか。事務局が説明する、しないがわからないですが、基本的には今回問題になっているのはハウス、新しくいちごハウスを建てた場所が、擁壁を高くし過ぎていているということと、多々あるんですけど、見られた時は多分、こっちから道路側

にあるハウスと、その横の農業用施設という形になった時だと思います。ですから、野菜として出た時には、ここの部分のハウスの部分が全部水田、田んぼでした。

ただし、農業倉庫と一番道路側にあるハウスを建てたときの、横にある通りですね砂利敷きにして用途変更という形に、小さい紙の方に書いてありますけれども、大きな部分は去年修正して今年の秋ぐらいから、去年の埋め立てだと思います。あとは事務局で。

事務局

そうですね、今お配りの予定で書いてある、右上に予定と書いてある前が広げられているところがあると思います。〇〇さんの家の前に何か広げられている写真、この航空写真は平成29年、平成29年時点で埋められているというのが確認できます。

村田紘委員

ちょっと質問しますが、子供さんがね、こういう施設をやっていて、お父さんもずっとしよって、それで、今回こういう問題が発生して始末書だけで終わるんですか。始末書だけで。こういうのを繰り返し、前回のここで会議の時も農業委員会いらんじやないかという強い意見もありました。

こういうものを繰り返すんですけど、過去、私も農業委員をやっていた頃はこういう物件がかなり目立っていたんですよ。それがちょっと消えたなと思ったら、またこういうことになる。これを始末書だけで終わっていいのかどうか、私はちょっと疑問に思っております。

黒崎委員

私はですね、朽網地区の担当の者ですが、実はですね、・・第3種農地なんか、そこはすでに何十年も前からね、埋めてから放置しとって、その使用者に対して、最初から言われてもそのままだったと。今、車の駐車場にしとるんですよ。だから・・の問題があつてですね、もう何十年も放置されてから・・の問題、元に復元することがね、必要ないということを言われたからね。どちらが本当かわからないですけど。だからもう年数がたったら、これは・・を主張できると思うんですよ。複雑っていうことを皆さんに認識しとってもらいたいですね。

増田委員

前回、たまたま欠席されていたということですが、前回の時に皆さんおいでて、役員さんに一任するという結論を出したことに對して、どうするかということになります、そこを無視するんだと。でもそれが結論じゃないんですか。

部会長

いや、私はそのつもりで皆さまに。

増田委員

そこを戻されると、どうしようかということになりますね。事情が詳しい人がおるときに、やれるとかね、たまたまお休みということですね、悩ましい。

部会長

はい、正直申し上げてですね、農業委員会としてのいろいろ指導等もですね、限界と言うたら大げさになるかもしれませんが。もっとやりたい気持ちは皆さんもちろん持っておられるんでしょうけど。それとあわせて現実問題がいろんなものが進んでいったりという事実もここにあってですね、どこまでしていいのかというのは、正直、私も非常に悩ましいところではあるんですが。

過去の事例申し上げても、確かにいろんな問題点が指摘されれば山ほど出てくるんですが、農業委員会としては過去にない、レベルのいろんな指導は行っていると私は自負を持っております。そこのところで何とかご理解いただけないでしょうか。

今後につきましては、冒頭申しましたように、こういうですね、結論の出し方は二度とするつもりはございませんので、その辺はですね、もう私ども部会じゃなくて、全体の総会の席の中でちゃんと方向づけを、過去にこういうことがなかったもので、とっさにどういうふうにしていいか、自分の判断できないまましてしまったことは反省をしなくちゃいけないんですが、そういうところで何とかご理解いただけないでしょうか、というのが私の立場でございます。

山本委員

部会長が言われることはわかりますけども、理解はできますけども。実は先月かな、猿喰の違反がありましたよね、県から出ていた。県からですね、実はもう埋め立てて車を10年ぐらい置いているところがありまして、多分県の方が一緒に来られたんですが、それも同じなんですよ。言ってみたら、もう埋め立てて車を駐車場置いていると。何か言うたらペナルティは地主にかけますということらしいんですね、要するに許可が下りてないから、名義が変わってないんですよ。〇〇さんとちょっとケースが違うかもわからない。

はっきり言ったらそういう違反されていますから、違法のようなことをやるんですが。こういうところすべて一緒だと思うんですよ。つまり行ってみたらもう埋めたよ、どうするという話で。

だから、これってもうはっきりですね、こういう時はもう今、中村部会長がおっしゃるように、今回は仕方ない、それからこういうのがあった時はこういうふうにはっきりしましょうね、出なかったらもう県に投げるだけで、こんなんありますよという報告を県にするだけであとはもうタッチしませんとかね。

始末書を出したらいいじゃないかって言っているんですけど、今日も何かありましたよね。話もありましたよね、第74号が云々っていうことで。始末書出すのであれば要領がわかっている、これ今三十数名の方が、自分の土地にあってもいいねという、あると思います、あと何年かしたらOKくれるよという話になるんじゃないかと。それか、拡大されるんじゃないかと、ちょっと気にはなりますよね。

部会長

ご指摘の点はまさにその通りではございますが、私も20年農業委員をしておりますが、そういう違反物件でですね、現状復帰しなさいというのは、正直、ただの1件もございません。

不法建築物については、私2件ほど撤去しなさいということで撤去したのを存じておりますが、だから私が言ったのはですね、その極端な話がやったもの勝ちじゃないかというさっきの話ですよ。残念ながら、私はそれを良いと言っているんじゃないんですが、現実はそのような方向になっております。残念ですけど。

平林委員

その現地に8月1日、暑い中に行ったもの、もうはっきりこう委員の中で言いますけどね。私は反対したんです、これは絶対に駄目、それはね。ただし、開拓というようにもしもお孫さんがいちご、これから農家を継承していちごをしようと言って、そ

ういう土地を生かすためにこういう設置をしたということであるために、私はそれなら、その罰として、埋め立てて砂利を敷いたところをのけてしもうて、どういもの埋めたか、そこまで調べる。そうでなくて勝手に埋め立てて、そういうことまでしとってね、砂利だけちょっとのけたんでもええとか、そういうような問題じゃないだろう。

一生懸命するためにハウスまで建てて、その継承してやろうというところだから、そこんところで、一応私は大分ここで反対したんですけれども。一応、部会長に運営委員に議事を一任して、今後のことまで考えて、今後のことまで考えて、その次はこういうことが出さんように、農業委員会の事務局もね、ちゃんとしてもらわなきゃいけない。

私達は交代していくからわからんけども、あんたたちがね、ちゃんとかうやってそういう案件がこういうふうになってきたってのはめどがない。だからそこまで大きくしてね、一つ。人間がね、やっぱね。

これからのことで、私地元でちょっと農家住宅を建てるんで、藤堂委員と見たところ、もう表土剥いでしまって、事前着工までしよった、ちょっとあの側、基礎を打つ段階まで行っちゃったのが抜けさせてしまった。

私はね、それはもうそういうことができたんやけども、そこまでもうなってしまってハウスまでも建ててしまって、息子さんがすぐお孫さんがその場でやろうというのに、あまりにも農業委員会としてね、これからも、そんなことなら俺はせんぞっていうなった方が悪いんじゃないかと。

それがね、一応ただし、ここの中で他人の土地がある。これがまだ分譲されてない。この土地を、まあまあええじゃないかということね、埋め立てて、後でどういうふうにするか知らんけども、金払うかどうか知らんけども。そういう非常に悪質な、言うてしもうたら、悪質なことなの。私たちはね、もう全部ハウスから何から撤去されてしもうてね。しかし、お孫さんかわいそうやね、一生懸命やろうと思うてね、家屋まで建ててやろうと思ってやる気があるけど、もうそんなことならもうやめたいっていうたら、せっかく農地がないんで。そこのところで私は苦渋の策として、もう改築？でいいし、今後のことは絶対にこういうことがないような農業委員会も、事務局もちゃんとそういうところを見た上で、これからも前向きに取り組んでいくという方向で話をしていけないけんじゃないかということで、基準自体は続けてあなたちようど出てきて、ちょっと了解してやってくださいね。そうしないと話が進まん。

清水委員

ちょっといいですか、これ聞きたいんですけど、10月1日に確認したっていうの、大きな資料の中の、これは砂利を全部剥いだんですか。そこまでやったんですね。それで、これと同じようなですね、案件っていうのは私も二十数年前にやりました、実際に。それは何でやったかっていうと、私、花き栽培をやっているもんですから、温室を建てる、石田地区でですね、5棟ほど建てて、市県国までの事業でやっています。

実際、うちに来られた方はわかると思うんですけど、この〇〇さんところと同じようにですね。通路それから駐車場、これは全部砂利を敷いています。そこにまた温室を建てる、土地もですね、表土を全部剥いでやります。ですが、農業委員会からの何かお咎めって言ったらおかしいんですけど、そういう要件は一切ありません。

それはなんでかっていうと、この事業を開始する時にですね。そういう申請書を出して、こういう形でここは車の通路とします、ここは大型トラックの進入口。また回転場所ということで、事業に沿った土地の計画書、これを提出しています。

今回は、私これがなかったからこういう形になっているんであって、実際にここで農業をお孫さんが一応、栽培、観光農園的なこともやられるという、そういう事業計画を持って、こういう施設を作っているんであれば、おそらくその申請書に対してこういう形で作りたい、ここはこういうふうにしたいていうのが出ているんじゃないかと思うんですよね。それであれば、農業委員会としてもですね、そこまでもう実際に罰則として、罰則って言い方したらおかしいんですけど、実際もう整地しているものをやり替えたりだとか、そういったことをやっているんで。

そこまでやらさしている、やらせているんであればですね。これを認めてやるのが一番、今後の農業っていうか、それにいい格好じゃないかと思うんですけどね。とにかく、当然始末書を提出してもらっていますし、法等で十分その辺は当人も、反省というか、理解はしているんじゃないかと思えますし、これをやらない、認めないっていうのはここで農業経営が非常に難しいと思えますよ。

変な話、もう次はないよと。というような形の何ていうんですか。始末書一緒に添付されていますけど、かなり厳しい罰則っていうんですか。それを今後やった場合には何といたらいいんですかね。よく、農地法の中では、勝手に土地を埋めたりすると、禁固何年、何百万以下は罰金だとかそういうふうに、そういうのをなんですか。次はそういう処分をしますよ、ぐらいのこちら側からの提示でやらないと、これこのまま話進めても多分営農としては成り立ちませんし、また、わざわざ剥いでまたもう1回ここに敷き直してっていう格好になるとなるとかなりの費用負担というのも出ているじゃない。ですから、これはもうどちらにしろ、認めてやらざるをえないんじゃないかっていうふうに私は思います。

各務委員

全く関係ない話で、すいません。現地担当として、見てなかったことに、まず謝罪いたします。

農政の方にもお話をしましたけど、この前の会議と申しましたけれども、ここに補助がおりるといった段階において、大規模にしなればいけないのがわかった段階で、その農地がどういう状態であるかというのを問い合わせさせていただきたいと。

もう全部の補助が入っているから、そういうことはいいのではないかというふうな、その部分は補助を入れる時には全く考えないという回答いただいたので、せっかく国や県や市の補助が入るんだったら、その時は隣の農政に行けばいいので、確認をしていただきたいということだけお願いしたいと思えます。

部会長

いろいろと貴重なご意見をいただきました。こういうことを踏まえてですね、今後はより丁寧な議案審議をしてこの農業委員会の活性化を図っていきたいと思えますので、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、2番藤堂委員と、3番各務委員です。よろしくお願いいたします。

これで、令和7年度第29回東部部会会議を閉会します。